

## タイで駐在員事務所 その2

辻本 浩一郎

前号では、主に、タイの駐在員事務所で認められている「目的」について述べましたが、今号では、認可要件や取り巻くその他申請・手続き等について、ご紹介します。

駐在員事務所の申請から認可までの所要期間としては、準備期間含め、およそ5~6ヶ月です。法人設立登記の所要期間1~1.5ヶ月に比べると約4倍の時間がかかります。理由としては、商務省担当官による審査過程があり（最大60営業日）、審査が完了し正式受理となって、ようやく翌月上旬の商務省外国事業小委員会に上程され、そこで承認が下りると、当月下旬の外国事業本委員会に送られ、そこでの最終審査~認可を経て、翌月中旬頃に駐在員事務所ライセンスが発行されるプロセスのためです。（ライセンス料：本社資本金×0.5%。但し下限2万バーツ、上限25万バーツ（下限約65,000円、上限約814,000円））

また、必要書類や情報もかなりのボリュームです。

### 【必要書類】

- (1) 本社名、資本金額、会社目的、住所、株主、取締役等本社詳細が記載された宣誓供述書
- (2) タイでのオペレーションのために任命されたタイ駐在員事務所所長となる方への委任状
- (3) 駐在員事務所所長の給料、手当の証明書  
※これら書類は、本社のある国にて、公証人役場→外務省→タイ大使館（または領事館）の順に、それぞれの機関での認証が必要です。
- (4) 本社過去3年分の年次決算書（日本語版）コピー
- (5) 本社過去3年分の年次決算書のうち、貸借対照表と損益計算書のタイ語訳
- (6) 外国人事業法 B.E.2542 (1999) 第16項に基づいた駐在員事務所所長の資格証明
- (7) タイでの駐在員事務所地図コピー
- (8) 駐在員事務所のオフィスとして使用する場所の住所登録証コピー
- (9) 駐在員事務所所長のパスポートコピー、もしくはIDカードコピー
- (10) 駐在員事務所所長のタイでの住民票、もしくはタイでの在籍証明書、またはタイへの一時入国を認められている証拠（タイへの入国スタンプのページ）
- (11) 駐在員事務所ライセンス申請の際の委任状

### 【必要情報】

- (1) 駐在員事務所にて行う業務
- (2) 手順等を含めた駐在員事務所での業務内容詳細
- (3) タイにおける向こう3年分の必要経費予測。もし業務計画が3年未満の場合は実際の期間に基づいた経費予測
- (4) 駐在員事務所での雇用計画
- (5) 技術移転計画

(3)、(4)関係は、駐在員事務所における外国人枠は最大2名で、ビザ及び労働許可証取得が可能です。ビザ及び労働許可証取得する外国人1名に対し、タイ人1名の雇用が要件となります。ビザ及び労働許可証については1年更新となりますが、労働許可証に関しては、1年後の更新の際は1年か2年の選択が可能です。

タイ国家警察庁の通達で、日本人の月額給与は5万バーツ（約163,000円）以上となっており、係る個人所得税申告・納税義務が生じます。また、駐在員事務所所長以外は社会保険の加入義務があります。

(5)の技術移転計画は、雇用したタイ人に対するセミナーやトレーニングとなります。誰を講師にし、どこでといった内容で行うか詳細が必要となり、駐在員事務所設立後3年間は必ず毎年行い、商務省に報告書を提出する必要があります。

### 【資本金】

駐在員事務所においても「資本金 (Capital)」という概念があり、金額は最低300万バーツ（約976万円）です。上述の向こう3年分の必要経費予測から算出するのですが、3年間の総経費の平均額×25%≥300万バーツの場合、係る算出額が資本金となります。一方において、3年間の総経費の平均額×25%≤300万バーツの場合は、最低資本金は300万バーツとなります。

資本金の送金にも細かい規程があり、タイからみた外貨（円・US ドルなど）での送金が必須となります。Capital/資本金名目での送金が要件となり、パーツ建での送金は不可となります。また、Capital/資本金名目での入金分は、入金日より 15 日以内に商務省に対して資本金入金報告を行う必要があります。送金期限としては、ライセンス発行日より 3 ヶ月以内に最初の 25%の払込、1 年以内に 2 回目の 25%の払込、2 年以内に 3 回目の 25%の払込、最後に 3 年以内に残りの 25%の払込となります。勿論、1 度の送金で資本金全額以上を送金することも可能です。登録された資本金の送金が完了しましたら、その後は、「経費/Expense」名目での送金が可能となり、継続操業する事務所の運営費として使用していきます。また、その場合、上述のような通貨は問われません。

その他、駐在員事務所は、事務所として収入を得ることができないにもかかわらず、月次ベースでの会計処理や納税申告、また、決算時は会計監査を受けた上での税務署への決算報告が義務付けられています。

海外への進出に伴い、現地での市場調査やマーケティング、実現可能性調査（フィージビリティスタディ）を一定期間実施する場合、それらの業務を遂行する上での適した法人格の形態が駐在員事務所となります。

タイにおける駐在員事務所開設のご検討の際には、まずはご一報をいただけますと幸いです。